国民年金に
安心とお得をプラス！

国民年金基金

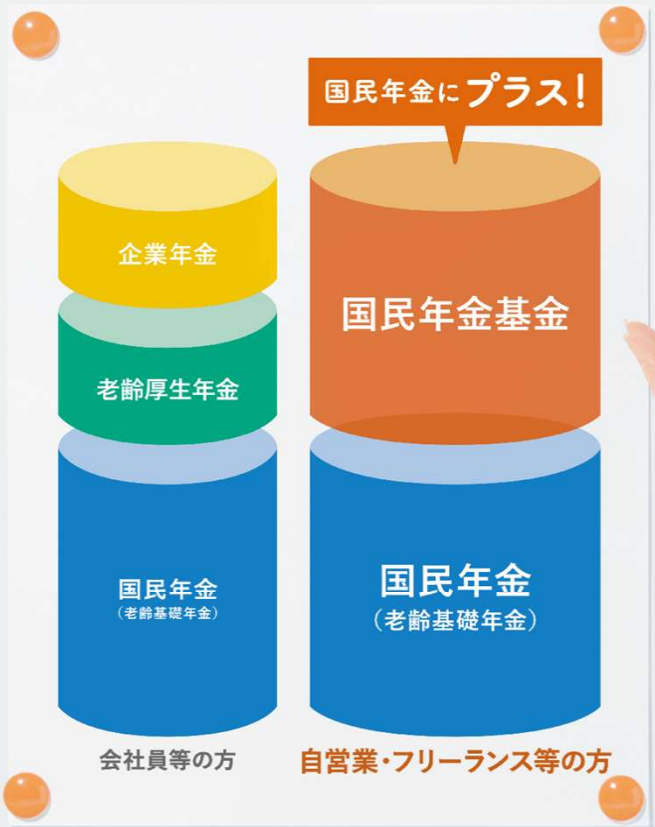

○　国民年金基金は、国民年金（老齢基礎年金）に
　　上乗せして受給できる公的な年金制度です。
○　国民年金保険料を納付されている方が対象です。

税制のメリットを活かし 老齢基礎年金の上乗せを
所得税・住民税 を軽減できます

まずは資料請求！　裏面のFAX用紙、または お電話で

三条商工会議所の会員以外のかたもご加入いただけます。ぜひご紹介ください。

三条商工会議所

全国国民年金基金

2026.04

国民年金基金 5つのメリット

国民年金基金には、メリットいろいろ。公的な個人年金ならではのメリットもあります。

1　終身年金が基本

・65歳から生涯受け取る終身年金（A型・B型）が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。

2　年金額が確定、掛金額も一定

・掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
・加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。（途中で口数を変更しない場合）

3　税制上の優遇

・掛金は全額社会保険料控除の対象となり、
確定申告で所得税・住民税が軽減されます。
・受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
・遺族一時金は全額非課税です。※2026年1月現在

小規模企業共済の所得控除を受けていても、さらに所得控除を活用できます！

4　万が一のときは家族に一時金

・万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので掛け捨てになりません。（B型を除く）

5　自由なプラン設計

・ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
・加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
・掛金を年度分前納すると、割引があります。

国民年金基金に関する資料請求

下の枠内に必要事項を記入の上、ＦＡＸしてください。

三条商工会議所　あて　　【 FAX番号　0256－32－1310 】

ﾌﾘｶﾞﾅ 氏 名		生年 月日	昭和 平成　　年　　月　　日	性 別	男・女
住 所	〒				
電話番号		備考 （連絡希望日時など）			

※全国国民年金基金新潟支部より資料などが上記住所へ送付されます。
※全国国民年金基金または全国国民年金基金から委託を受けた者から国民年金基金に関する情報提供や勧奨が行われる場合があります。
※個人情報は厳正な管理の下、国民年金基金に関する情報提供や加入勧奨の目的以外に利用することはありません。

三条商工会議所
〒955-8603　三条市須頃1-20
TEL 0256-32-1311　　FAX 0256-32-1310

国民年金基金

税金がおトクで
今にゆとり。
年金が増えて
老後にゆとり。

国民年金へ加入の方の老後対策として、終身年金が基本の「国民年金基金」をご提案します。

65 歳を迎えた方が平均で何年生きるか（平均余命）というと、男性は約 20 年（約 85 歳）、女性は約 25 年（約 90 歳）です。その時点で約 5 割以上の方がご存命です。

総務省の家計調査によると、高齢夫婦世帯に必要な生活費は月 286,877 円です。65 歳男性の平均余命は約 20 年ですので、生活費は約 6,885 万円必要になります。

国民年金に加入していたご夫婦の場合、年金収入は月 141,216 円（一人 70,608 円）なので、20 年間の年金収入は約 3,389 万円です。生活費に対して約 3,496 万円も不足しています。

では約 3,496 万円の貯蓄があれば安心でしょうか。65 歳男性の平均余命時点（約 85 歳）では 5 割以上の方がご存命ですので、5 割以上の方は貯蓄では不足することが予想できます。もし寿命の予測が 5 年延びた場合はさらに約 874 万円も増えてしまいます。

長期化する老後には、具体的にはどのように準備をしたらよいでしょうか。最初に考えなければならないのは、食費や光熱費といった毎月の生活費を確保することです。それも貯蓄を取り崩すのではなく、年金などの「収入」として受け取れると安心です。

年金は老後資金の土台ですから、国民年金の方がはじめにとるべき対策は国民年金基金です。まずは「国民年金基金」で対策することが長生きリスク対策の一歩です。

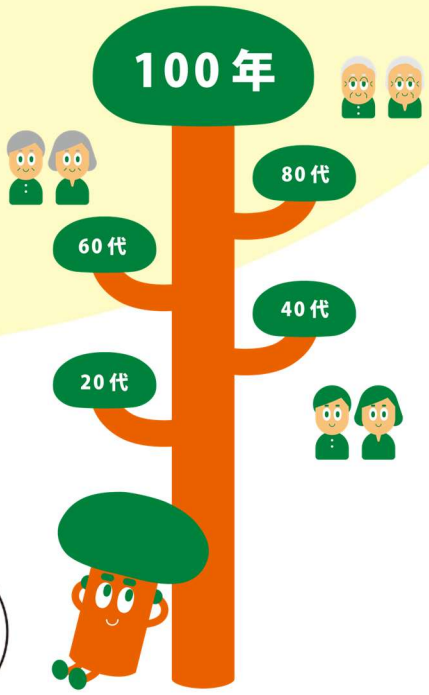

■高齢化の現状について

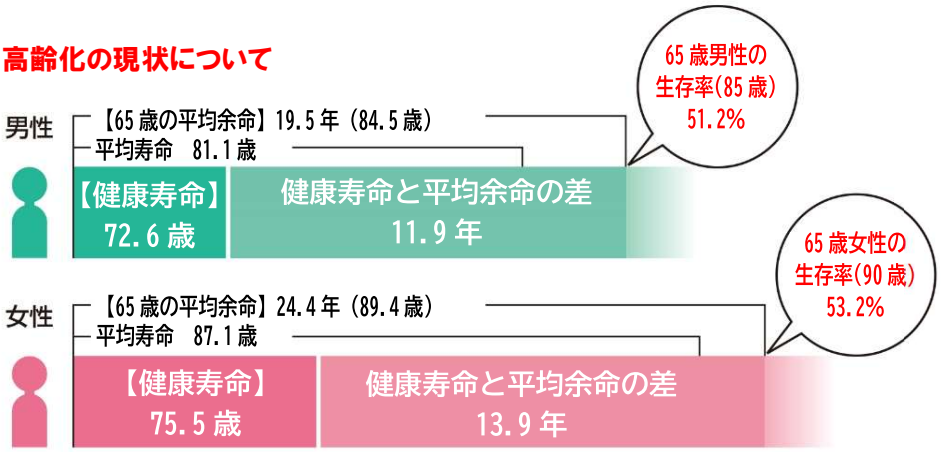

・健康寿命 厚生労働省「健康日本 21」（第三次）専門委員会（令和 6 年 12 月）
・平均寿命、平均余命、生存率「厚生労働省 簡易生命表」（令和 6 年）

■老後に必要とする生活費（月額）

※1：20～60 歳のすべての期間保険料を納めた新規裁定者の方の場合（令和 8 年度）
※2：厚生労働省「令和 8 年度の年金額改正について」
※3：総務省統計局「家計調査」（令和 6 年）

●毎月お支払いする保険料の比較

国民年金	一律月額 17,920 円(令和 8 年度)
厚生年金	標準報酬月額×18.3%

参考：月収 20 万円
月額 36,600 円
※令和 2 年 9 月分からの厚生年金保険料額表

保険料に差があるため、受け取る年金額にも差があります

自営業など第 1 号被保険者の方にも、上乗せ年金が必要です。

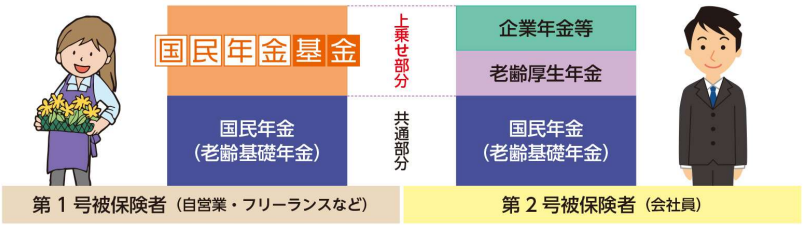

●65 歳の夫婦の老後の生活費予測（国民年金世帯）

85 歳のとき	90 歳のとき
年金収入 3,389 万円	年金収入 4,236 万円
生 活 費 6,885 万円	生 活 費 8,606 万円
不 足 分 3,496 万円	不 足 分 4,370 万円

予測できないブレが「長生きリスク」です。

生涯受け取れる「終身年金」の国民年金基金をおすすめいたします。

掛金は、全額が課税所得から控除できるので

所得税と住民税が軽減されます。

ご夫婦が加入した場合さらに所得税と住民税が軽減されます

国民年金基金の掛金は、全額が社会保険料控除の対象です。生計を共にするご家族の掛金を負担した場合、あわせて所得から控除することができます。夫と妻が加入して、妻の掛金を夫が負担した場合、夫の所得から控除することができますのでさらに所得税と住民税が軽減できます。

※海外に居住されている方は、原則として所得控除が受けられません。
※平成 24 年 1 月以降に締結した個人年金の場合。
※所得税および復興特別所得税の合計税率 20.42%、住民税率を 10%として計算。

■夫婦で加入した場合の税軽減シミュレーション

国民年金基金

2 人分の掛金を負担

夫婦で加入　夫　妻

夫　掛金額 20 万円×2 人＝40 万円

税軽減額 121,680 円

（40 万円×30.42%）

国民年金基金は安心の終身年金です。
しかも掛金は社会保険料控除なので、
税の軽減の効果も非常に高いです。

税軽減額は
約 10 万円以上も
差があります

一般の個人年金

それぞれで支払い

夫　妻　夫婦で加入

【支払った保険料の一定額が所得控除の対象】

夫　**税軽減額 10,968 円**
【所得税】4 万円×20.42%＝8,168 円
【住民税】2.8 万円×10%＝2,800 円

妻　収入がない場合、税の軽減の効果はありません。
夫が負担した場合でも、控除額の上限があります。

国民年金基金 5 つのメリット

❶終身年金が基本

65 歳から生涯受け取る終身年金（A型・B型）が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。

➡終身年金が基本なので、長生きリスクを軽減することができます。

❷年金額が確定、掛金額も一定

●掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
●加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。
（途中で口数を変更しない場合）

➡運用結果で年金額が下がってしまうようなリスクはありません。

❸税制上の優遇

●掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
●受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
●遺族一時金は全額非課税です。　※2026 年 1 月現在

➡生計を一にする親族の掛金を併せて控除することで税の軽減の効果がさらに高くなります。

❹万が一のときは家族に一時金

●万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。（B型を除く）

➡万が一早期に亡くなったときでも、家族に遺族一時金が支払われますので掛け捨てになりません。

❺自由なプラン設計

●ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
●加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
●掛金を年度分前納すると、割引があります。

➡どうしてもお支払いが大変なときはお休みすることもできます。

生涯受け取れる
「終身年金」の
国民年金基金を
おすすめいたします

資料請求・ご相談・お問い合わせはお気軽にこちらへ

全国国民年金基金新潟支部

フリーダイヤル　ローゴ　ヨイクニ
0120-65-4192
（発信元の都道府県を所管する支部につながります）

〒950-0087　新潟県新潟市東大通 2-2-18 タチバナビル 5F
TEL.050-3665-0209　FAX.025-244-4623

https://www.zenkoku-kikin.or.jp/

全国国民年金基金　検索

携帯電話・スマートフォンで
こちらからアクセス

2026.04